

2022年12月27日

お客様各位

伊達信用金庫

カードローン等における相続発生時の対応について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当金庫では、カードローン等をご契約されているお客様がお亡くなりになられた際の対応について見直しを行い、「ローン契約規定」「保証委託約款」等に記載されている期限の利益喪失事由から「相続の開始があったとき」を削除しました。

またカードローン等をご契約されているお客様が亡くなられた場合において、相続が開始されたことをもって期限の利益喪失事由とはいたしませんのでお知らせいたします。

なお、ご契約済みのカードローン等において亡くなられたことを理由として期限の利益喪失事由とする旨が「ローン契約規定」等に記載されている商品につきましても同様の取扱い方針といたします。

カードローン等を相続された場合、相続後のお手続きにつきましてはお取引店にご相談いただきますようお願い申し上げます。

当金庫では、今後もお客様に満足いただけるようサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧の程、重ねてお願いいたします。

以上

<お問い合わせ先>

伊達信用金庫 審査グループ

電話 0142-23-3538

受付時間 平日9時～17時



伊達信用金庫